

第46回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和3年4月3日（土）

議題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. 香川県営業時間短縮協力金について
4. Go To Eat キャンペーンに係る本県の対応について
5. 「うどん県泊まってかがわ割」について
6. 学校における対応について
7. その他

香川県の現状

【4/1～感染拡大防止対策期】

| | |
|--------------------|--------------------|
| 直近1週間の 累積新規感染者数 | 先週1週間の 累積新規感染者数 |
| 106人 | 6人 |

| | |
|----------------------------|----------------|
| 4月 累積新規感染者数 (4月2日現在) | 3月 累積新規感染者数 |
| 39人 | 99人 |

| 指 標 | 4月2日現在 | (参考) 国分科会提言 (R2&7) における指標及び目安 | |
|------------------------------|--|----------------------------------|---------------------|
| | | ステージⅢ | ステージⅣ |
| ①直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人) | 10万人当たり 11.1人 <直近1週間(3/27～4/2) 106人> | 1週間10万人当たり 15人以上 | 1週間10万人当たり 25人以上 |
| ②感染経路不明者数の割合 | 34.0% <①の106人のうち感染経路不明は36人> | 50%以上 | |
| ③直近1週間と先週1週間の比較 | 17.7 <先週1週間(3/20～3/26) 6人> | 1を超える | |
| ④病床のひっ迫具合 (病床全体) | 19.6% <入院患者41人／病床209床> | 20%以上 | 50%以上 |
| 〃 (うち重症者用病床) | 0.0% <重症患者0人／病床26床> | 20%以上 | 50%以上 |
| ⑤療養者数 (対人口10万人) | 10万人当たり 11.8人 <113人 [入院41、宿泊療養等72]> | 10万人当たり 15人以上 | 10万人当たり 25人以上 |
| ⑥直近1週間のPCR陽性率 | 4.0% <陽性106人／検査数2635人> | 10%以上 | |

知事から「感染拡大防止集中対策期」における県民の皆さまへのお願い
～県内での新規感染者の急拡大及び3府県におけるまん延防止等重点措置の発令を受けて～

本県では、3月24日から毎日連続で新規感染者の発生が続いており、感染者の急増を受けて、3月31日からは対策期を「感染警戒期」に、また、4月1日からは「感染拡大防止対策期」に2日続けて移行し、県民の皆さま、事業者の皆さまに対し、これまで以上に慎重に行動していただくようお願いしてきたところですが、4月に入っても、1日は23人、昨日は16人と、引き続き、感染が急激に拡大しており、昨日までの直近1週間の累積新規感染者数が106人となりました。

また、感染経路不明者数の割合は34%となっているものの、直近1週間と先週1週間との比較では17.7倍という急激な感染拡大となっています。さらに、病床のひっ迫具合を示す病床使用率についても19.6%と、国のステージⅢの目安20%に迫る事態となりました。

このような状況を見れば、感染拡大リスクが一層急激に高まっていると言わざるを得ません。

今まさに「感染急増段階」というべき状況であり、このまま感染拡大が続き、感染者数が累増していくことになれば、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがあります。

こうした状況を何としても食い止めるため、今回、さらに対策期を移行せざるを得ないものと総合的に判断し、香川県対処方針に基づき、明日4月4日（日）から24日（土）まで、「感染拡大防止集中対策期」に位置づけることとします。

これまで県民の皆さまお一人お一人が感染防止対策を徹底していただくことで、何とか感染を抑制していくことを基本としてまいりましたが、変異株の拡がりにも対応する必要があること、加えて、4月12日から始まる高齢者へのワクチン接種を円滑に進めていかなければならないことから、短期間で集中的に一定レベルまで抑える必要があると考え、対策期間中の4月7日（水）から20日（火）までの2週間、飲食店に対して営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類提供は午後8時まで）に短縮していただくよう協力要請し、当該要請に協力いただいた飲食店には、協力金を支給いたします。

また、県民の皆さまに対しては、4月5日（月）から「まん延防止等重点措置」が適用される宮城県、大阪府及び兵庫県の一部対象区域への不要不急の往来自粛について協力要請いたします。

県民の皆さま、飲食事業者の皆さまにこのような要請を行うことは、大変心苦しいところではありますが、このたび感染拡大を何としても抑えるため、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、年度初めにあたり、会食をはじめとするリスクの高い場面は、これまで以上に慎重な検討が必要です。

○実施する際は、参加者全員が感染防止対策の徹底をお願いします。

- ・少人数・短時間で
- ・配席を工夫、会話の際はマスク着用
- ・体調不良の方は参加しない
- ・大声を控えて
- ・飲酒する場合は、特に注意
- ・ガイドラインを守っているお店を選んで

○感染防止対策がとられていない会食への参加は勇気をもって断ることが重要です。

また、感染者の多い地域との往来に起因するとみられる感染も増えており、

○不要不急の外出は、県内外を問わず慎重に検討していただきたい、

○移動後の2週間は、感染リスクの高い5つの場面は避け、マスク・手指消毒の徹底を、また、今年のおいさつ回りは、対面を必要最小限にするのがビジネスマナーと考えていただきますようお願いいたします。

私といたしましては、本県の感染拡大を何としても抑制し、一日も早い社会経済の回復に向かっていけるよう、引き続き全力を傾けてまいります。県民の皆さま、事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

令和3年4月3日

香川県知事 浜田 恵 造

感染拡大防止集中対策期における対策（4月4日以降）について

令和3年4月3日

○対策期間：4月4日（日）～4月24日（土）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

（1）外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
- 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請
また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
- 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
- 国の「まん延防止等重点措置」期間中の対象区域への不要不急の往来自粛を協力要請
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
- 別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
- 別添2（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
- 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に利用することを協力要請
- 別添3（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

（2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
- 別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 別添5（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
- 別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

○飲食店への営業時間の短縮を協力要請（別紙のとおり）

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添2（再掲）：業種別ガイドライン

別添7（省略）：今後における適切な感染防止対策

別添8（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添3（再掲）：かがわコロナお知らせシステム

別添9（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること

- ・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること

- ・手洗い・手指消毒を徹底すること

- ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること

- ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと

- ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

○介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを協力要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

○催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請

協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添10（省略）：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添11（省略）：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

○ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。

（注）LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。

飲食店への営業時間短縮の要請

1. 実施期間
令和3年4月7日（水）～4月20日（火）
2. 対象区域 県内全域
3. 根拠 特措法第24条第9項
4. 対象及び内容等

| 対象 | 内 容 |
|----|---|
| 店舗 | <ul style="list-style-type: none">・ 飲食店に対し、営業時間短縮の要請・ 営業時間は、午前5時から午後9時までに限る・ 酒類提供は、午後8時までに限る <p>※県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗</p> <p>(小売りを営業主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く)</p> |

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年5月15日
 令和2年8月21日改正
 令和2年12月8日改正
 令和3年1月8日改正
 令和3年3月31日改正
 令和3年4月3日改正

| | | (1) 感染予防対策期 | (2) 準感染警戒期 | (3) 感染警戒期 | (4) 感染拡大防止対策期 | (5) 感染拡大防止集中対策期 | (6) 緊急事態対策期 |
|--|---|--|---|--|---|---|--|
| 県内の感染状況 | | 感染者が確認されていないか、抑制できている状態 | 一定数の感染者が確認されている状態 | 一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態 | 感染者が拡大している状態 | 感染者が急増している状態 | 爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定) |
| 移行基準 | ①直近1週間の累積新規感染者数 (直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数) | — | 5人程度以上 (0.5人以上) | 24人程度以上 (2.5人以上) | 48人程度以上 (5人以上) | 96人程度以上 (10人以上) | 239人程度以上 (25人以上) |
| | ②感染経路不明者数の割合 | — | 50%以上 | 50%以上 | 50%以上 | 50%以上 | 50%以上 |
| | ③直近1週間と先週1週間の比較 | — | — | — | — | 直近1週間が先週1週間より多い | 直近1週間が先週1週間より多い |
| | ④病床のひっ迫具合(病床全体) | — | — | — | — | 最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上 | 最大確保病床の占有率1/2以上 |
| | ④病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) | — | — | — | — | 最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上 | 最大確保病床の占有率1/2以上 |
| | ⑤療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数※) ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数 | — | — | — | — | 96人程度以上 (10人以上) | 239人程度以上 (25人以上) |
| | ⑥直近1週間のPCR陽性率 | — | — | — | — | 10%以上 | 10%以上 |
| 解除の判断基準 | | — | 解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間(少なくとも2週間)経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断 | | | | |
| ○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討 ○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討 | | | | | | | |
| 共通事項(※1) | | 3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」・「接触確認アプリ(COCA)」のインストール・積極的活用 | | | | | |
| 対応方針 | 県民への要請等 | 【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える | (1)の対策の徹底 | 【法24⑨による要請】 ・(1)の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討 | 【法24⑩による要請】 ・(1)②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討 | 【法24⑨又は法31の6②による要請】 ・(4)の対策に加え、他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請することを検討 | 【法24⑨又は法45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(特に夜間の自粛の徹底)について要請を検討 |
| | 事業者への要請等 | 【法に基づかない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散 | | 【法24⑩による要請】 ・(1)の対策の強力な推進 | 【法24⑩による要請】 ・(3)の対策に加え、飲食店に対する時短要請を検討 | 【法24⑨又は法31の6①による要請】 ・(4)の対策のほか、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討 | 【法24⑨又は法45②による要請】 ・(4)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請を検討 |
| | イベント等の開催(※3) | 【法に基づかない協力依頼】 ・「催物(イベント等)の開催に当たっての留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催 | | 【法24⑨による要請】 ・(1)の対策と同様 | 【法24⑨による要請】 ・(1)の対策と同様 | 【法24⑨又は法31の6①による要請】 ・(1)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討 | 【法24⑨又は法45②による要請】 ・(1)の対策に加え、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討 |
| | 県有施設等における対応 | 適切な感染防止対策を講じた上で開館 | | ・(1)の対策と同様 | ・(1)の対策と同様 | ・(1)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短を検討 | ・(1)の対策に加え、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、時短を検討 |
| ○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 休業等を要請する「感染拡大につながる恐れのある施設」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討 | | | | | | | |

香川県営業時間短縮協力金（仮称）

要件：時短要請の全期間を通して（※）

（令和3年4月7日（水）～4月20日（火））

午後9時を過ぎての営業の休止（時間短縮）、酒類提供は午後8時までとすることにご協力いただいた飲食店

※一日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の要件を満たしません

支給額：1店舗当たり 4万円／日 × 日数（※）

※日数は、定休日を除く

申請受付：令和3年5月6日（木）から開始予定

コールセンター：令和3年4月5日（月）開設

開設時間：午前9時～午後5時（平日）

電話番号：087-832-3800

制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します

令和3年度補正予算額 24億42百万円

（専決処分：令和3年4月3日）

令和 3 年 4 月 3 日
経 営 支 援 課

Go To Eat キャンペーンに係る本県の対応について

飲食店への営業時間の短縮の要請と併せて、令和3年4月7日(水)から4月20日(火)までの期間中、21時から翌朝5時の時間帯について、「Go To Eat キャンペーンにおける食事券及びオンライン予約ポイントの利用自粛の呼びかけ」を行うよう、同キャンペーンの実施主体である農林水産省に依頼します。

ただし、登録飲食店が実施するテイクアウト、デリバリーでの利用については、利用自粛の呼びかけの対象から除くこととします。



令和3年4月3日
部署名：交流推進部観光振興課
総務・誘客推進グループ
担当者：仲川、長尾
連絡先：ダイヤル 087-832-3361
087-831-1111 (内線 3512)

「うどん県泊まってかがわ割」の取扱いの一部変更について

「感染拡大防止集中対策期」への移行に伴い、4月4日から24日までの宿泊に係る新規予約については、宿泊助成の適用を停止することとしました。

1 取扱いの一部変更について

令和3年4月4日（日）から令和3年4月24日（土）宿泊分（25日（日）チェックアウト）までの新規予約については、宿泊助成の適用を停止します。

* 本日（24時）までの予約については、宿泊助成を適用いたします。

2 問合せ先

【うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住所：〒760-0028 高松市鍛冶屋町7-6（JTB高松ビル4階）

営業時間：平日10:00～17:00（土日祝は休み）

公式HP：<https://www.kagawa-wari.com/>



学校における対応について

学校における感染拡大防止の徹底等を図るため、「感染拡大防止集中対策期」（4月4日～24日）の間、下記のとおり対応する旨を県立学校長に通知するとともに、市町教育委員会にも送付する。

記

1 新年度における保健管理体制の整備について

- 新入生の健康情報等について、教職員間で情報共有を図るとともに、緊急時の保護者連絡先を早期に把握すること。
- 登校前の健康観察が徹底できるよう、保護者へ協力依頼をしておくこと。

2 感染症対策について

- 登校時における検温結果の確認、健康状態の把握やこまめな換気を行う。
- 感染のリスクの高い学習活動の実施については、慎重に検討すること。
- 給食等食事をする場面においては、食事の前後での手洗いを徹底し、飛沫を飛ばさないような席の配置を工夫すること。

3 部活動について

- 部活動前の健康観察を徹底するとともに、特に新入部員の心身の健康に留意すること。
- 県内の学校との練習試合・県内大会等への参加は可とするが、昼食時間も含め、感染予防を徹底し、部活動顧問のみで実施を決定するのではなく、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。

令和3年4月3日（土）
栗林公園観光事務所 櫛田・伊手
電話 087-833-7411

栗林公園「春のライトアップ」の中止について

4月4日（日）から新型コロナウイルス感染症の対処方針を「感染拡大防止集中対策期」に移行することに伴い、4月4日（日）18:00～21:00 に開催予定の栗林公園「春のライトアップ」及びそれに伴う和船の北湖夜間運航については、中止いたします。

香川県の現状

【4/1～感染拡大防止対策期】

| | |
|--------------------|--------------------|
| 直近1週間の 累積新規感染者数 | 先週1週間の 累積新規感染者数 |
| 106人 | 6人 |

| | |
|----------------------------|----------------|
| 4月 累積新規感染者数 (4月2日現在) | 3月 累積新規感染者数 |
| 39人 | 99人 |

| 指 標 | 4月2日現在 | (参考) 国分科会提言 (R2&7) における指標及び目安 | |
|------------------------------|--|----------------------------------|---------------------|
| | | ステージⅢ | ステージⅣ |
| ①直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人) | 10万人当たり 11.1人 <直近1週間(3/27～4/2) 106人> | 1週間10万人当たり 15人以上 | 1週間10万人当たり 25人以上 |
| ②感染経路不明者数の割合 | 34.0% <①の106人のうち感染経路不明は36人> | 50%以上 | |
| ③直近1週間と先週1週間の比較 | 17.7 <先週1週間(3/20～3/26) 6人> | 1を超える | |
| ④病床のひっ迫具合 (病床全体) | 19.6% <入院患者41人 / 病床209床> | 20%以上 | 50%以上 |
| 〃 (うち重症者用病床) | 0.0% <重症患者0人 / 病床26床> | 20%以上 | 50%以上 |
| ⑤療養者数 (対人口10万人) | 10万人当たり 11.8人 <113人 [入院41、宿泊療養等72]> | 10万人当たり 15人以上 | 10万人当たり 25人以上 |
| ⑥直近1週間のPCR陽性率 | 4.0% <陽性106人 / 検査数2635人> | 10%以上 | |

感染拡大防止

集中対策期

お一人お一人最大限の感染予防を

飲食店への営業時間短縮の要請

1. 実施期間

令和3年4月7日（水）～4月20日（火）

2. 対象区域 県内全域

3. 根拠 特措法第24条第9項

4. 対象及び内容等

| 対象 | 内 容 |
|----|---|
| 店舗 | <ul style="list-style-type: none">・ 飲食店に対し、営業時間短縮の要請・ 営業時間は、午前5時から午後9時までに限る・ 酒類提供は、午後8時までに限る <p>※県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗</p> <p>（小売りを営業主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く）</p> |

香川県営業時間短縮協力金（仮称）

要件：時短要請の全期間を通して（※）

（令和3年4月7日（水）～4月20日（火））

午後9時を過ぎての営業の休止（時間短縮）、酒類提供は午後8時までとすることにご協力いただいた飲食店

※一日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の要件を満たしません

支給額：1店舗当たり 4万円／日 × 日数（※）

※日数は、定休日を除く

申請受付：令和3年5月6日（木）から開始予定

コールセンター：令和3年4月5日（月）開設

開設時間：午前9時～午後5時（平日）

電話番号：087-832-3800

制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します

令和3年度補正予算額 24億42百万円

（専決処分：令和3年4月3日）

感染拡大防止集中対策期 における対策

県民の皆さまへのお願い

外出について

- ・ 国の「まん延防止等重点措置」の対象区域との不要不急の往来は自粛を

感染拡大防止集中対策期 年度初めに当たってのお願い

変異株の拡大がみられており、
会食をはじめとするリスクの高い場面は、
これまで以上に慎重に検討を

- 実施する際は、参加者全員が感染防止対策の徹底を
 - ・少人数・短時間で
 - ・配席を工夫、会話の際はマスク着用
 - ・体調不良の方は参加しない
 - ・大声を控えて
 - ・飲酒する場合は、特に注意
 - ・ガイドラインを守っているお店を選んで
- 感染防止対策がとられていない会食への参加は勇気をもって断ることが重要

感染者の多い地域との往来に起因すると
みられる感染も増えています

- 不要不急の外出は県内外を問わず慎重に
- 移動後の2週間は、感染リスクの高い5つの場面は避け、マスク・手指消毒の徹底を
今年のあいさつ回りは対面を必要最小限にするのがビジネスマナー